

「児童部会における今後の主要な論点」(H15.4.8 第7回部会提出)の対応状況

主要な論点	対応状況
<p>○ 現在の子ども、家庭、地域社会の状況</p> <p>◆ 子どもの状況 少子化の進行、青少年の自立の遅れ</p> <p>思春期やせ症等の心の問題、生活の乱れ、対人関係の問題、消費文化の展開、メディアの影響</p>	<p>○「次世代育成支援対策推進法」(H15.7)及び「改正児童福祉法」(H15.7)(以下「次世代法等」という。)</p> <p>○「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p> <p>○「青少年育成施策大綱」(H15.12)等に基づき推進。</p> <p>○「健やか親子21」推進検討会(H17.2～)により検討。</p>
<p>◆ 家庭の状況</p> <p>家族形態の変化、命の感動・生の体験、子育てにおけるパートナーシップ、親の子育て力の低下、育児不安、児童虐待</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「児童部会」報告書(H15.11)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p>
<p>◆ 地域社会の状況</p> <p>地域社会の子育て機能の低下、これに対応する行政・NPO等の動き、増加する高齢者の地域における子育てへの参画</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p>
<p>○ 子どもと家庭支援の理念</p>	
<p>◆ 子どもと家庭を見る視点</p> <p>子どもを産み育てることについての基本認識、子ども自身の自立支援、医学的根拠</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)</p> <p>○「子ども自立支援計画ガイドライン」(H17.4)等に基づき推進。</p>
<p>◆ 子どもの代弁者の視点、子ども自身にとってのサービスの必要性の視点</p> <p>子どもの意見の尊重</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)</p> <p>○「子ども自立支援計画ガイドライン」(H17.4)等に基づき推進。</p>
<p>◆ 子育て・子育て、親育て・親育ての社会的支援</p> <p>子育ての社会化、次世代育成支援、育児支援と育児放棄の関係</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○研究会報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p>

主要な論点	対応状況
<p>◆ サービスの在り方を考える際の視点</p> <p>パートナーシップとそれが機能しない分野、入所施設サービス・通所サービス・居宅サービスの在り方、金銭給付の在り方</p> <p>総合性・一貫性、他の社会サービス分野との異同の整理、営利性について</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p>
<p>○ 子どもと家庭支援のための施策の在り方</p> <p>◆ 育児をする家庭の支援</p> <p>親になる・親として育つための支援、出産の在り方、子育ての支援、職業生活とのバランス</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童福祉法」(H16.11)、「改正育児・介護休業法」(H16.11)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p>
<p>◆ 子どもの発達と自立の支援</p> <p>最早期の愛着形成の支援、健全育成、食育、思春期の心身の健康・性</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「青少年育成施策大綱」(H15.12)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p> <p>○「健やか親子21」推進検討会(H17.2～)により検討。</p>
<p>◆ 要保護児童対策や保育対策としての支援</p> <p>サービスの利用の在り方、サービスの供給方法、サービス体系、施設の在り方</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7)</p> <p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)</p> <p>○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11)</p> <p>○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。</p> <p>○「総合施設」については、文部科学省・厚生労働省において、中央教育審議会幼児教育部会と児童部会との合同検討会議を設置、「審議のまとめ」(H16.12)を取りまとめた。H17年度より試行事業を先行実施。</p>
<p>◆ 経済的支援の在り方</p>	<p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「改正児童手当法」(H16.6)に基づき、児童手当の対象年齢を小学校第3学年修了前まで拡充。</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)、「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)に基づき、児童手当等の経済的支援などの多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討。</p>
<p>◆ 財源の在り方</p>	<p>○「研究会」報告書(H15.8)</p> <p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6)、「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)に基づき、社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。</p> <p>○「三位一体改革」において議論。</p>

主要な論点	対応状況
<p>◆ サービスを支える人材の資質 専門職としての確立、総合的検討</p>	<p>○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童福祉法」(H16.11)により、児童福祉司の任用資格を見直し。</p>
<p>◆ サービスの評価と質の向上 サービスの評価、ケースマネジメント、サービスへのアクセス</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「福祉サービスの第三者評価基準事業に関する指針について」(H16.5) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12) ○「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」における各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準に関するガイドライン」等について」(H17.3、H17.5) (保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等)等に基づき推進。</p>
<p>○ 子どもと家庭支援を支える組織の在り方</p>	
<p>◆ 都道府県・市町村の役割分担、児童相談所等の在り方 権限の配分、児童相談所等の組織や人材の在り方、児童相談所の障害児関連施策の取扱い、更生相談所との関係、市町村における体制の整備</p>	<p>○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。 ○「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(H16.10～)(第1次報告書(H17.4)) ○「今後の児童相談体制のあり方に関する研究会」(H17.2～)において検討。</p>
<p>◆ 関係行政機関や民間との協働 ネットワークの在り方、NPO / NGOとの協働、福祉・保健医療と教育、司法など関連領域との実質的連携の強化</p>	<p>○「次世代法等」(H15.7) ○「研究会」報告書(H15.8) ○「少子化社会対策大綱」(H16.6) ○「児童部会」報告書等を踏まえた「改正児童虐待防止法」(H16.4)及び「改正児童福祉法」(H16.11) ○「子ども・子育て応援プラン」(H16.12)等に基づき推進。 ○「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(H16.10～)(第1次報告書(H17.4)) ○「今後の児童相談体制のあり方に関する研究会」(H17.2～)において検討。</p>